

重要事項説明書

株式会社 PRIDS
訪問看護ステーション ガーデン
(事業所番号：2862090731)

指定訪問看護事業所は、株式会社 PRIDS 訪問看護ステーション ガーデン(以下[事業所]という。)サービス利用契約の締結をされる方に対して、指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要やサービス提供内容について、契約を締結する前に知っておいて頂きたいことを、当事業所が説明するものです。

1 訪問看護事業を提供する事業者

事業者名	株式会社 PRIDS
代表者名	金岡 翼
所在地	〒651-2103 兵庫県神戸市西区学園西町 1 丁目 3 番地の 2 812 号
連絡先	電話 078-939-3752 / FAX 078-939-3753

2 訪問看護提供を担当する事業所

事業所名	訪問看護ステーション ガーデン
所在地	〒673-0862 兵庫県明石市松が丘 1 丁目 19-7
管理者	地紙 由香
連絡先	電話 078-939-3752 / FAX 078-939-3753
事業実施地域	明石市全域（要相談）、神戸市西区・垂水区等
事業所番号	2862090731

3 事業の目的

当事業所は、主治医の意見書に基づいて、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の訪問看護計画書を作成し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)のサービスの提供を確保することを目的とします。

4 事業の運営方針

当事業所は、可能な限りその居宅において利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った療養上の生活を支援し、心身の維持回復を目指します。

5 事業窓口の営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から土曜日(日、12/31～1/3 は休日)

営業時間 : 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分(但し、曜日・時間は相談に応じます)

6 事業所の職員体制(2024 年 10 月 1 日現在)

管理者	常勤 地紙 由香
看護師	常勤 2 名、 非常勤 3 名
リハスタッフ	常勤 1 名、 非常勤 1 名
事務職	0 名

7 訪問看護サービスの内容について

- (1)訪問看護計画書の作成
- (2)病状及び心身の状態観察（血圧、脈拍、体温、経皮的酸素飽和度等の測定）
- (3)療養生活上の必要な看護援助（食事、排泄、保清、移動等）
- (4)療養生活の指導（生活指導、服薬指導）
- (5)褥瘡や創傷の処置・予防
- (6)リハビリテーション
- (7)精神疾患の方への看護
- (8)服薬の管理
- (9)医療機器の管理・操作援助指導（人工呼吸器、各種カテーテル管理等）
- (10)社会資源の紹介・相談
- (11)ご家族の支援

8 看護職員の禁止行為について

看護職員は、サービスの提供に当たって次のような行為は行ないません。

- (1)利用者または家族の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり
- (2)利用者又は家族からの金銭、物品飲食授受
- (3)利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4)利用者の居宅での飲酒、喫煙及び飲食
- (5)身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は、第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (6)その他、利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動営利活動、その他迷惑活動

9 訪問看護サービスの利用料と自己負担額について

- (1)利用料等の請求

利用料の請求は、実際に受けられたサービスごとに計算した利用明細書を利用者宛にお届けします。

- (2)利用料等の支払い

請求者をご確認の上、それぞれのお支払い方法で翌月の25日までにお支払いください。
なお、利用者様からの支払いを受けた時は領収書を発行します。

10 提供するサービスの内容と利用料・各種加算(別紙参照)について

- (1)医師の指示書と看護計画に基づき、訪問看護師が主治医と連絡を取りながら、必要な看護サービスを提供します。
- (2)提供するサービス利用料(訪問看護療養費)健康保険法及び高齢者医療保険法に基づいて、基本利用料とその他の利用料を、訪問看護療養費として請求させていただきます。

- (3)ケアプランに予定されている単位で訪問中、訪問時間や回数の変更が必要と判断した場合には、ケアプランを修正しサービスに必要な単位数を算定することになります。

11 その他の費用(自己負担)について

- (1)本サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用、日常生活上必要な物品を購入した場合の費用
- (2)ご遺体のケア料(5,000円)
- (3)

交通費	(1)健康保険が適用される場合には、利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、事業所を基点として半径2km以上は、公共交通機関の実費相当額を請求いたします。(半径2km以内は無料) ※ 営業時間外・緊急時は、上記に関わらず実費(18時以降のタクシー使用代金を含みます)を請求いたします。 (2)介護保険が適用される場合には、営業時間外・緊急時は、実費(18時以降のタクシー使用代金を含みます)を請求いたします。	
キャンセル料	本サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 [連絡先 078-939-3752]	
	前々日の18時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前々日の18時までにご連絡のない場合	費用総額の30%を請求いたします
	前日の17時までにご連絡のない場合	費用総額の100%を請求いたします
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 ※利用者のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、前日の17時までにご連絡のない場合に準じて、費用総額の100%を請求いたします。		

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)事業者は、収集した利用者及びその家族の個人情報について、利用者及びその家族に提示したその目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文章で利用者およびその家族の同意を得た上で行ないます。

- (2)事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3)事業者は、利用者及びその家族に関する記録物は注意をもって管理し、当該記録を処分する際は第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。

13 虐待の防止について

- (1)事業所は、利用者の人としての尊厳を基本に人権を尊重するために職員に対する虐待防止を啓発・普及する目的で研修を実施し虐待防止に努めます。
- (2)事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者：管理者)
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
 - ⑤ 本サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現実に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1)本サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は、福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。
- (2)サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3)サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1)本サービスの実施ごとにそのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2)本サービスの実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

(3)利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を求めることができます。但し、複写に際して事業者は、利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

17 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

日本訪問看護財団	あんしん総合保険制度加入
----------	--------------

18 サービス提供に関する相談・苦情について

事業所の相談窓口	訪問看護ステーション ガーデン 管理者 地紙由香 電話 078-939-3752 / FAX 078-939-3753 住所 〒673-0862 兵庫明石市松が丘1丁目19-7
市町村の窓口	明石市福祉局福祉施設安全課 078-918-5279 高齢者総合支援室介護保険担当 078-918-5091
公的団体の窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 078-332-5617
総合相談窓口	あさぎり・おおくら総合支援センター 078-915-0091 きんじょう・きぬがわ総合支援センター 078-915-2631

19 緊急時の対応方法について

※サービス提供中に利用者に急変、その他緊急時事態が生じた時には、速やかに主治医、救急隊または、緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関	
	所在地	
	電話番号	

その他の 医療機関	氏名	
	医療機関	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

事業者

所在地	〒673-0862 兵庫県明石市松が丘 1 丁目 19 - 7
法人名	株式会社 PRIDS
代表者名	金岡翼
事業者名	訪問看護ステーション ガーデン (事業所番号 2862090731)
重要事項の説明	上記重要事項説明書の内容の説明を行ないました。 年 月 日 説明者

※上記の内容の説明を事業者より受けました。

利用者	住所
	氏名
	電話番号
代理人	住所
	氏名 続柄
	電話番号